

第7章 環境保全措置

対象事業に係る環境影響評価を行うにあたり、対象事業の実施による環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外にあっては、対象事業の実施により評価項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で影響を回避し、低減を図ること、及び影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討した。

環境保全措置の検討を行った項目は、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通して、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかについて検証した。

本事業に係る環境保全措置の実施主体は、事業者である沖縄県である。

7.1 工事の実施に係る環境保全措置

7.1.1 大気質

(1) 環境保全措置の検討

工事の実施に伴って発生する粉じん等については、低減対策として、下記の措置を講ずるものとする。

- ・ 必要に応じて裸地となる部分への散水等による発生源対策を行う。
- ・ 必要に応じて強風時は建設機械が稼働する作業を控える等の拡散の防止に努める。
- ・ 必要に応じてタイヤの洗浄を行うことにより、粉じん等の発生を防止する。
- ・ 必要に応じて過積載を防止することで過度な排気ガスの発生を防止する。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、発生源対策を行うことにより、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両の走行による大気汚染物質の排出量の低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.2 騒音

(1) 環境保全措置の検討

工事の実施に伴って発生する騒音については、低減対策として下記の措置を講ずるものとする。

- ・ 建設機械が周辺民家付近の一箇所に集中して稼働することを回避するため、可能な限り工事工程の平準化を図り、騒音の低減を図る。
- ・ 低騒音型の機械を可能な限り使用する。特に敷地境界近傍の工事の際には、低騒音型の機械を使用する。
- ・ 建設機械の整備を怠らず、整備不良に起因する騒音の防止に努める。
- ・ 建設機械への過剰な負荷、空ぶかしを禁止、アイドルストップを励行する。
- ・ 資機材の運搬車両が一時期に集中して走行することを回避するため、可能な限り工事工程の平準化を図り、騒音の低減を図る。
- ・ 資機材の運搬車両の整備を怠らず、整備不良に起因する騒音の防止に努める。
- ・ 資機材の運搬車両への過剰な負荷、空ぶかしを禁止、アイドルストップを励行する。

- ・資機材の運搬車両の走行については、過積載を行わないようにし、走行速度の遵守等に努め、発生する道路交通騒音の低減に努める。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、騒音発生源対策を行うことにより、騒音の低減を図ることができることから、騒音に係る周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.3 振動

(1) 環境保全措置の検討

工事の実施に伴って発生する振動については、低減対策として下記の措置を講ずるものとする。

- ・建設機械が周辺民家付近の一箇所に集中して稼働することを回避するため、可能な限り工事工程の平準化を図り、振動の低減を図る。
- ・建設機械の整備を怠らず、整備不良に起因する振動の防止に努める。
- ・建設機械への過剰な負荷、空ぶかしを禁止、アイドルストップを励行する。
- ・可能な限り工事工程の平準化を図り、資機材の運搬車両に伴う振動の低減を図る。
- ・資機材の運搬車両の整備を怠らず、整備不良に起因する振動の防止に努める。
- ・資機材の運搬車両への過剰な負荷、空ぶかしを禁止、アイドルストップを励行する。
- ・資機材の運搬車両の走行については、過積載を行わないようにし、走行速度の遵守等に努め、発生する道路交通振動の低減に努める。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、振動発生源対策を行うことにより、振動の低減を図ることができることから、振動に係る周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.4 赤土等による水の濁り

(1) 環境保全措置の検討

造成等の工事中に発生する赤土等による水の濁りは、浸透池容量の十分な確保により、対象事業実施区域周辺海域への濁水の流出はなく、水質(SS)及び底質環境に影響を及ぼすことはないと考えられる。しかしながら、降雨状況に不確実性があることや、対象事業実施区域周辺の水環境の保全を図るため、低減措置として以下に示す環境保全措置を講ずることとする。

- ・工事期間中においては、造成区域を工区分けし、造成中の面積を極力最小限にすることにより、浮遊物質量の発生を低減する。
- ・造成区域においては、「赤土等流出防止対策マニュアル(案)」に基づき、発生源対策として、法面等の斜面地へのシート被覆、流出防止対策として切り回し水路、浸透池を設置する。
- ・台風等の非常時には、工事を中止し、降雨による裸地面からの赤土等の流出を防止する。
- ・パトロール等により環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して環境監視調査を実施し、調査結果を踏まえて環境影響の低減に必要な措置を講ずる。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」に基づいて発生源対策、流出防止対策を行うことにより、濁水による環境影響の低減を図ることができる。

以上のことから、工事の実施に伴って発生する赤土等による水の濁りが周辺環境へ及ぼす影響については、事業者が実行可能な範囲内で低減が図られているものと判断した。

ただし、環境保全措置の効果及び予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.1.5 地下水の水質

(1) 環境保全措置の検討

工事の実施においては以下に示す環境保全措置を講じることとする。

- ・ 施工性、作業効率、地形等を考慮し、盛土発生区域の改変面積を可能な限り抑える。
- ・ 構造物は地下水脈に影響しないような基礎構造とする。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、盛土発生区域の改変面積を可能な限り抑えること、構造物は地下水脈に影響がないような基礎構造とすることにより、地下涵養は現況と同程度になることから、工事の実施による地下水の水質への影響については事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと判断した。

ただし、環境保全措置の効果及び予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.1.6 陸域植物

(1) 環境保全措置の検討

工事の実施に伴って発生する大気質(粉じん等)については、大気質で示した低減措置を講ずることから、工事の実施による陸上植物への影響の程度が極めて小さいと判断し、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.7 陸域動物

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から建設機械の稼働及び資機材の運搬車両の走行に伴う騒音、工事照明、資機材のロードキルによる陸域動物への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.8 海域植物

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から造成等の施工による一時的な影響に伴う海域植物への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

ただし、降雨状況等に不確実性があることから、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.1.9 海域動物

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から造成等の施工による一時的な影響に伴う海域動物への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

ただし、降雨状況等に不確実性があることから、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.1.10 生態系(陸域生態系)

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両の走行に伴う騒音、工事照明、資機材のロードキル、工事の実施に伴う大気質(粉じん等)による生態系(陸域生態系)への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.11 生態系(海域生態系)

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、造成等の施工による一時的な影響に伴う生態系(海域生態系)への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図

られており、適切な検討を行っているものと判断した。

ただし、降雨状況等に不確実性があることから、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.1.12 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、造成等の施工による一時的な影響及び資機材の運搬車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.13 歴史的・文化的環境

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、造成等の施工による一時的な影響及び資機材の運搬車両の走行に伴う歴史的・文化的環境への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.1.14 廃棄物等

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、アスファルト・コンクリートについては再資源化、撤去木は堆肥として再資源化することから、環境に与える影響の低減が図られているものと判断し、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、事業者として実行可能な範囲内で環境影響の低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.2 施設の存在及び供用に係る環境保全措置

7.2.1 大気質

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、利用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影響は小さいこと、交通混雑に伴う大気質への影響を緩和するため、集落付近には、メイン駐車場の出入り口を設けない等の対応を行っていることから、環境影響の程度は極めて小さいと判断し環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う大気質への影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.2.2 騒音

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、利用車両の走行に伴う騒音への影響は小さいこと、交通混雑に伴う道路交通騒音を緩和するため、集落付近には、メイン駐車場の出入り口を設けない等の対応を行っていることから、環境影響の程度は極めて小さいと判断し環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う騒音の影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.2.3 振動

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、利用車両の走行に伴う振動への影響は小さいこと、交通混雑に伴う道路交通振動を緩和するため、集落付近には、メイン駐車場の出入り口を設けない等の対応を行っていることから、環境影響の程度は極めて小さいと判断し環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う振動の影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

7.2.4 赤土等による水の濁り

(1) 環境保全措置の検討

敷地の存在(土地の改変)により発生する赤土等による水の濁りは、浸透井戸容量の十分な確保により、対象事業実施区域周辺海域への濁水の流出はなく、水質(SS)及び底質環境に影響を及ぼすことはないと考えられる。しかしながら、降雨状況に不確実性があることや、対象事業実施区域周辺の水環境の保全を図るため、低減措置として以下に示す環境保全措置を講じることとする。

- ・ 造成による改変後の裸地面は、植生工等により、裸地面を被覆による保護等で発生源対策を行い、赤土等の流出を防止する。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、濁水による環境影響の低減を図ることができることから、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

ただし、環境保全措置の効果及び予測結果を検証するため、水の濁り(SS)の環境監視調査を実施する。

7.2.5 水の汚れ

(1) 環境保全措置の検討

水の汚れについて、施設等の管理及び利用に伴う影響を低減するため、以下に示す環境配慮を講じることとする。

- ・浄化槽法施行規則より放流水に係る水質基準は BOD20mg/L とされているが、高度処理を行いこの基準値の半分の BOD10mg/L を自主基準値として適正に処理する。

上記の環境配慮を予測の前提として検討した結果、施設等の管理及び利用に伴う影響を以下に示すとおり予測した。

- ・施設等の管理及び利用に伴う COD の変化は、現況水質濃度と比較して 0.1mg/L 未満の変化と予測され、COD の変化は極めて小さく、環境基準 A 類型を満足する予測となった。

以上のことより、水の汚れについては、環境配慮を講じることによって COD の変化は極めて小さいと判断できることから環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う水の汚れの影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

ただし、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.2.6 地下水の水質

(1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用時においては以下に示す環境保全措置を講じることとする。

- ・盛土発生区域では、緑地の原状回復を目的として表土の埋戻し、草地等による緑化を行い、表面流出抑制・地下水涵養機能の回復を図る。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施工後緑化等により速やかに表面流出抑制・地下水涵養機能の回復を図ること等により、地下涵養は現況と同程度になることから、施設等の存在及び供用による地下水の水質への影響については事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

ただし、環境保全措置の効果及び予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.2.7 水象

(1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用時においては以下に示す環境保全措置を講じることとする。

- ・ 林内の遊歩道の整備は透水性舗装として地下水の涵養に努める。
- ・ 対象事業実施区域周辺は島尻マーヅに構成され、かつ排水流末が存在しないことから、雨水は基本設計に示す浸透井戸による地下浸透として地下水の涵養に努める。
- ・ 盛土発生区域では、緑地の原状回復を目的として表土の埋戻し、草地等による緑化を行い、表面流出抑制・地下水涵養機能の回復を図る。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用による水象への影響については事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと判断する。

ただし、環境保全措置の効果及び予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.2.8 地形・地質

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、敷地の存在(土地の改変)により重要な地形は改変されないことから、環境影響はないと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う地形への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

7.2.9 陸域植物

(1) 環境保全措置の検討

陸上植物については、以下に示す環境保全措置を講じることとする。

- ・ 改変区域において確認された重要な植物種のうち、個体が消失することにより対象事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる重要な植物種(オキナワソケイ、イヌノフグリ、ハマクワガタ)については、類似環境への移植を行うとともに生育環境の保全に努める。
- ・ ロープ柵の設置により、公園利用者によるハテルマカズラ群落をはじめとする海浜植生への踏圧被害などの影響を低減する。
- ・ 海浜植生の生態や希少性についてのサインを設置して、公園利用者に環境保全への理解を促すほか、環境学習等への活用を図る。
- ・ 環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して移植後の生育状況、海浜植生の状況について事後調査を実施する。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設の存在及び供用に伴う陸域植物への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

ただし、環境保全措置の効果の検証を行うために、事後調査を実施する。

7.2.10 陸域動物

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、生息環境の改変の程度、構造物の存在に伴う移動阻害、施設等の管理及び利用に伴う夜間照明、利用車両の走行に伴うロードキルによる環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設の存在及び供用に伴う陸域動物への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。

7.2.11 海域植物

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、敷地の存在(土地の改変)に伴う赤土等による水の濁りによる影響、施設等の管理及び利用に伴う水の汚れによる海域植物への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設の存在及び供用に伴う海域植物への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

しかしながら、降雨状況等に不確実性があることから、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.2.12 海域動物

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、敷地の存在(土地の改変)に伴う赤土等による水の濁りによる影響、施設等の管理及び利用に伴う水の汚れによる影響については、海域動物への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設の存在及び供用に伴う海域動物への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

ただし、降雨状況等に不確実性があることから、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.2.13 生態系(陸域生態系)

(1) 環境保全措置の検討

生息環境の改変の程度、構造物の存在に伴う移動阻害、施設等の管理及び利用に伴う夜間照明、利用車両の走行に伴うロードキルによる環境影響の程度は小さいと予測される。

前浜ビーチの利用者が増加することにより、砂丘に生育するハテルマカズラ群落が踏圧による影

響を受けると予測されるため、以下に示す環境保全措置を講じることとする。

- ・ロープ柵の設置により、公園利用者によるハテルマカズラ群落をはじめとする海浜植生への踏圧被害などの影響を低減する。
- ・海浜植生の生態や希少性についてのサインを設置して、公園利用者に環境保全への理解を促すほか、環境学習等への活用を図る。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う陸域生態系の生育環境の改変の程度、生育状況への影響の程度は、上記の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。

以上のことから、施設等の存在及び供用に伴う陸域生態系への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

ただし、環境保全措置の効果の検証を行うために、事後調査を実施する。

7.2.14 生態系(海域生態系)

(1) 環境保全措置の検討

予測結果より、敷地の存在(土地の改変)に伴う赤土等による水の濁りによる影響、施設等の管理及び利用に伴う水の汚れによる影響については、海域動物への環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う海域生態系への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。

ただし、降雨状況等に不確実性があることから、予測結果の検証を行うために、環境監視調査を実施する。

7.2.15 景観

(1) 環境保全措置の検討

眺望景観については、樹林地や海浜を保全する事業計画であることから、多くの眺望点では眺望景観の特性までは変化しないと予測される。圍繞景観については、一部が改変されるが、景観区では価値認識が変化する項目もないことから、影響は小さいと予測される。

以上のことから、施設等の存在及び供用による景観への環境影響の程度は極めて小さいと判断し、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用に伴う景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

7.2.16 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在、施設等の管理及び利用、利用車両の走行による環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設の存在及び供用に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

7.2.17 歴史的・文化的環境

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、施設等の存在及び供用による歴史的・文化的環境への影響はないと判断し、環境保全措置を講じる必要はないと考えられた。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設の存在及び供用に伴う歴史的・文化的環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと判断した。

7.2.18 廃棄物等

(1) 環境保全措置の検討

予測結果から、存在及び供用に伴う廃棄物の発生については、廃棄物発生に伴う低減措置として以下に示した環境保全措置を講ずることから、環境への影響を低減する効果が期待できる。

- ・宮古島市においては、沖縄県全体のゴミ排出量と比較して、家庭系ごみの一人当たり排出量が多いことから、施設利用者に対してごみ減量化についての啓発を行い、ごみ排出量の増加幅を小さくする。

(2) 環境保全措置の検討結果の検証

「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、施設等の存在及び供用時における廃棄物の発生については、予測結果で示したように一般廃棄物処理施設及び最終処分場にて適正に処理・処分し、資源ごみ等のリサイクルも行う予定であることから、事業者の実行可能な範囲内で環境に与える影響の低減が図られているものと判断した。